

## 公益社団法人山武市シルバー人材センター会員入退会取扱要綱

(目的)

第1条 公益社団法人山武市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定に基づく会員の入会及び退会に関して必要な事項を定める。

(入会申込手続き)

第2条 入会説明会に参加し、センターの正会員（以下、「会員」という。）になろうとする者は、会長に入会申込書（様式第1号）、会員登録申込書（様式第2号）、入会承諾書（様式第3号）、個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第4号）を提出する。その際には、生年月日及び住所を確認できる書類を提示するものとする。

(入会の可否)

第3条 センターへの入会可否は、次に掲げる基準にもとづき、理事会において決定する。

- (1) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる会員であること。
- (2) 契約及び仕事の遂行に関して十分な能力を有し、成年後見人または被保佐人あるいは補助人でないこと。
- (3) 反社会的な活動を行う団体の構成員あるいはこれに準ずる者でないこと。
- (4) 山武市暴力団排除条例（山武市条例第1号）第2条第2号第3号に該当する者でないこと。

(再入会)

第4条 以前にセンターの会員であった者から再び入会申し込みがあった場合には、前条のほか、次の各号によるものとする。

- (1) 以前に会員であった者が再入会を希望する場合には、入会申込書に過去の入会歴及び退会理由を記載して提出しなければならない。
  - (2) 退会が、除名によるものであった場合には、原則として再入会を認めないものとする。
  - (3) 以前の退会の際に未納の会費があった場合には、これを納入しなければ再入会を認めないものとする。
- 2 他のシルバー人材センター会員であった者が入会しようとする場合には、前項第1号及び第2号を準用する。

(変更届)

第5条 会員は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに会長に変更事由を届けるものとする。

(会員登録更新)

第6条 次年度も引き続き会員になろうとする者は、センターが主催する会員登録更新説明会に参加し、会員登録申込書(様式第2号)とセンターより示された会員状況調査票等を提出するものとする。

(会員名簿)

第7条 入会者は、会員名簿(様式第5号)に登録する。

2 この名簿は、一般公開に用いるものとする。

(会費)

第8条 会費の金額、納入等については、総会で定める会員会費規程によるものとする。

(退会)

第9条 会員は、定款第8条により、会長に退会届(様式第6号)を提出して任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により会員の資格を喪失した場合は、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。